

經濟上の弊害とす。

生産法簡單にして、而かも一般に需要する貨物の生産業。
鐵道・電車・航海・運河・水道等の如き自然的獨占業。

(三) 範圍

(イ) (ロ)

(ホ) 趨勢—米國に最も盛行す。

(イ) 自由主義—英國。

(ハ) 政策 (ロ) 禁止主義—米國。

(ハ) 行政監督主義—澳・露。

(一) 資本を節約し勞力の効果を大ならしむ。

九、自由競争

4、大小

大企業の利益

(一) 發明・改良を促がす。

(二) 廉價に原料を得て高價に生産物を賣却するを得。

(三) 恐慌に堪ゆ。

(四) 事業に對する熱心強し。

小企業の利益

(一) 臨機の處置をなし易し。

(二) 販路の狭き貨物の生産に便なり。

1、意義

營業の自由に従つて生ずる産業上の競争を云ふ。

2、種類

イ、個人間の競争。

ロ、階級間の競争。

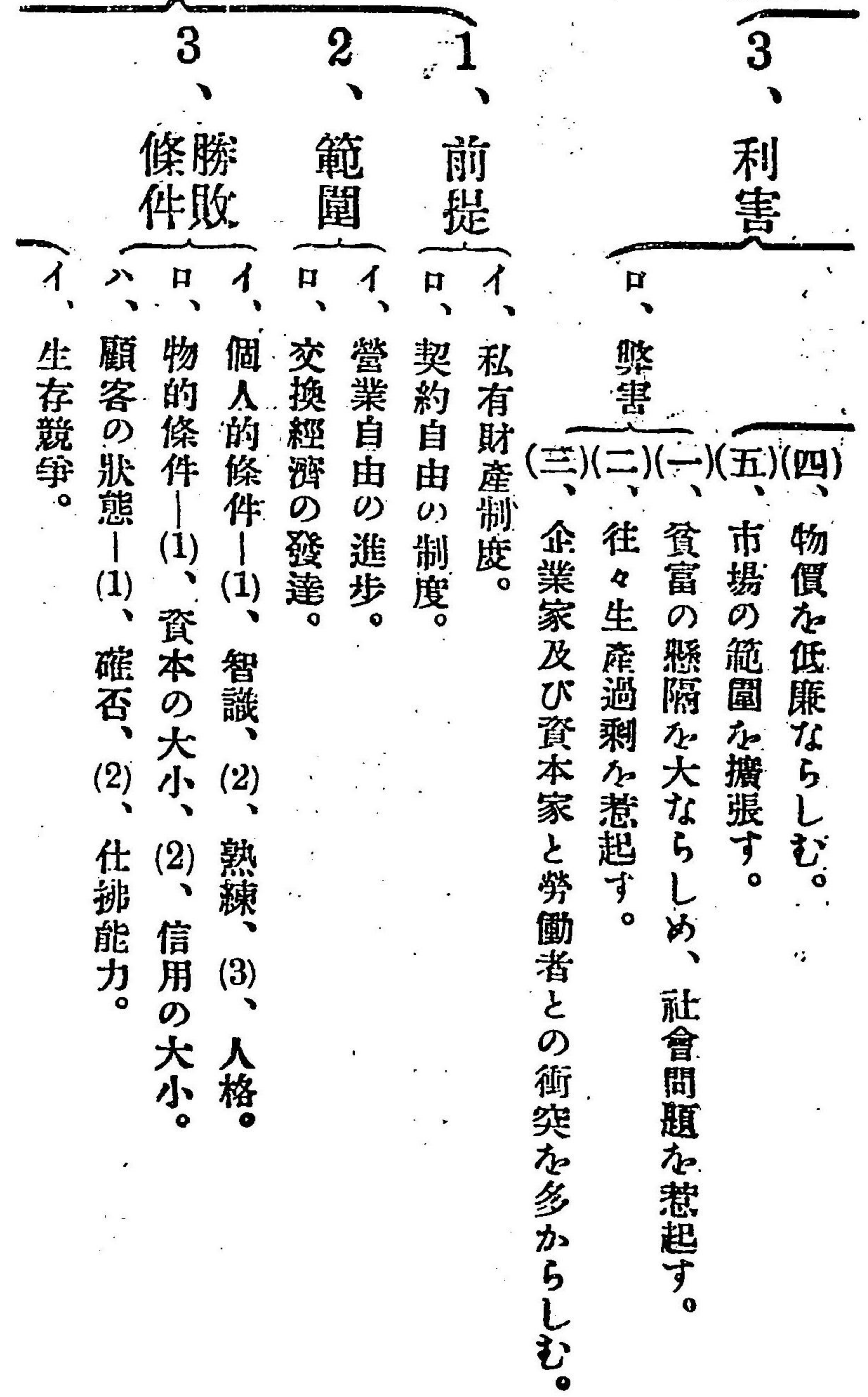
ハ、國際間の競争。

イ、利益

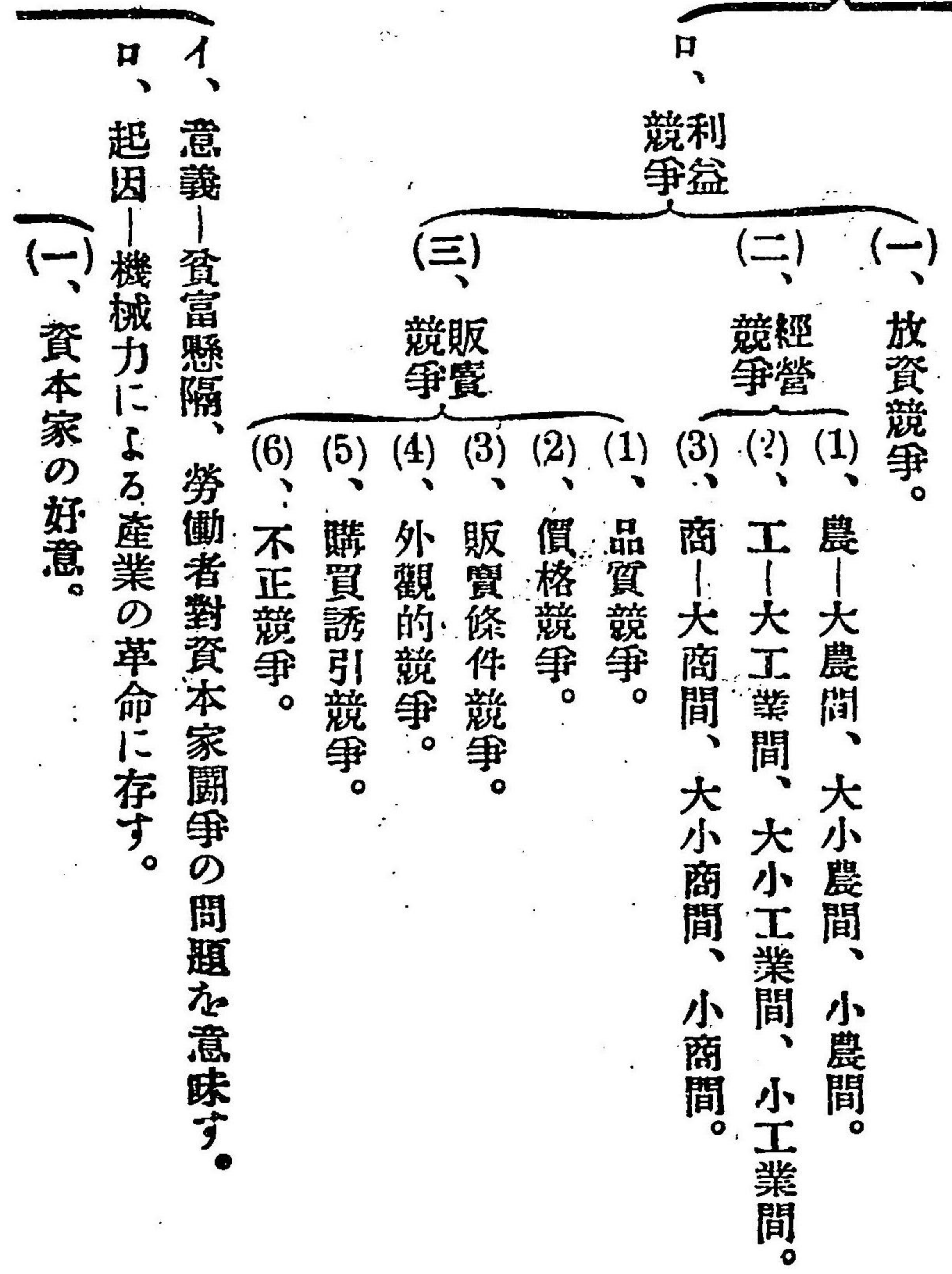
(一) 各人の長所を發揮せしめ、生産力を増加す。
(二) 發明・改良を促がす。

(三) 勤勉・忍耐の氣風を養成す。

個人間の競争



4、種類



1、社會問題

ハ、解決

(二)

労働者の自助

- (1) 労働組合(職工組合)。
- (2) ストライク同盟罷工。
- (3) 同盟停業。
- (4) 同盟謝絶。
- (5) 妥協及び仲裁。

(6) 産業組合

- (イ) 生産組合。
- (ロ) 販賣組合。
- (ハ) 信用組合。
- (ニ) 消費組合。

(1) 労働保護—工場法の制定。

(三) 國家の干渉(社會政策)

- (2) 労働保險
- (イ) 疾病。
- (ロ) 災害。
- (ハ) 廢疾。

一、階級の競争

2、

社會主義

ハ、主張

- イ、意義—分配を公平にし貧富の懸隔を絶滅せんとする主義を云ふ。
- ロ、起因—佛國革命による自由主義の流行となす。
- (一) 生産の要具たる土地資本の私有を廢すること。
- (二) 自由競争を杜絶し社會的生產をなすこと。
- (三) 享有的財貨の公平なる分配
 - (1) 絶對的平等主義。
 - (2) 需要比例主義。
 - (3) 労働効果比例主義。

(3) 失業救濟

- (イ) 養老。
- (ロ) 労働紹介所。
- (ハ) 貯金組合。
- (ニ) 失業保險。

ニ、批評

(一)

長所

- (1) 世人の良心を喚起せしむ。
- (2) 労働者の地位を自覺せしむ。

3、
似非
社會主義

- イ、共產主義。
- ロ、無政府主義。
- ハ、社會政策主義。

- (二) 短所
- (1)、革明的思想たり。
 - (2)、非文明的思想たり。

- イ、古代—秘密獨占主義。
- ロ、中世—排他獨占主義。

- ハ、重商主義
- イ、(一) 根本精神—排外的自給經濟主義。
- ロ、(二) 殖民政策—殖民地を以て母國充實の手段とす。
- ハ、(三) 貨幣政策—貨幣吸收主義。
- イ、(四) 貿易政策
- ロ、(一) 貴金屬吸收政策
- ハ、(二) 輸出獎勵、輸入禁止政策。
- イ、(三) 主義—干涉主義。
- ロ、(一) 發掘。
- ハ、(二) 輸出禁止。

1、
外國貿易政策の遷變

- イ、(一) 主張
 - ロ、(二) 變遷
 - ハ、(一) 各個取引の均衡。
 - イ、(二) 全貿易の均衡。
 - ロ、(一) 輸出獎勵、輸入禁止政策。
 - ハ、(二) 貿易均衡政策
 - イ、(一) 經濟的根思想—貴金說。
 - ロ、(二) 政策實行者—佛國コルベール、英國クロムウエル。
 - ハ、(一) 重農學派—重商主義の干涉政策に反對したり。
 - イ、(二) コブデン、アライト。
 - ロ、(一) ロバースピール。
 - ハ、(二) クラッドストーン。
 - イ、(一) 保護貿易派
 - ロ、(二) 實行
 - ハ、(一) (1)、佛—チエールの關稅政策。
 - イ、(二) (2)、獨—ビスマルクの關稅政策。
- リストによりて首唱せられ、歴史學派・社會政策派之れを祖述せり。

2、
外國貿易政策手段

ハ、輸出獎勵
(二) 通商條約

直接—獎勵金。
(一) 目的—通商上の利益を増進するを以て目的とす。
(1) 最惠國條款

(二) 輸出物の免税
(2) 戻税
(イ) 加工貿易
(ロ) 仲次的、受動的。
(イ) 意義
當事國家が相手國の臣民・貨物・船舶を第三國の夫れより悪しく取扱はざる約束なり。
(イ) 國境交通。
種類
完全(免除)。
不完全(輕減)。
國際分業の發

一、二、
國際間の
競争の國

イ、輸出入禁止。

ロ、關稅

(一) 輸入税
(1) 財政關稅と保護關稅。
(2) 從量税と從價税と階級的從量税。
(3) 協定率税と國定率税。
(二) 輸出税。
(三) 通過税。
(一) 輸物物の運賃割引。

間接

(1) 直接免税

(イ) 仲次貿易
(イ) 自由港。
(ロ) 自由地區。
(ハ) 保税倉庫。
(ニ) 積極的。

(3) 填露 保護政策。
(4) 英—經濟的帝國主義。

(三) 種類

(口) 例外

(ろ) 關稅同盟

利益

揮。自給經濟力を進む。關稅戰爭力を強む。

獨乙關稅同盟。

英帝國同盟。

亞米利加同盟。

中歐同盟。

趨勢

(2) 稅率條約。

第三篇 交換論

一、交換の概念

- 1、意義 — 欲望充足の爲め自己の生産し又は所有せる財貨を以て他人の生産し又は所有せる財貨に易ふことを云ふ。
- 2、起因 — 各人の同一財貨に對する主觀的價值同一ならざるによる。
- 3、條件 — 一、私有財産制度。
二、契約自由の制度。
- 4、分業との關係 — 一、交換は分業によりて生ず。
二、分業は交換によりて發達す。
- 5、種類 — 一、同時交換 (一) 物物交換。
二、貨幣交換 (賣買)。
三、異時交換 — 信用交換。
- 1、意義 — 貨幣によりて現はされたる貨物の價格を云ふ。

二、物價

1、需要供給の原因

- (一) 需要の意義
貨物の購買力と貨物を得んとする願意とを併稱す。
- (二) 供給の意義
交換の目的に供せられたる貨物の分量を云ふ。
- (三) 需要供給の原則
需要多ければ物價は騰貴し供給増加すれば物價は下落する法則を云ふ。

(1) 競争價格

- (イ) 報酬不變法の行はるゝ貨物（工業品）は生産費と普通企業利潤の和にして之れを正常價と稱す。
- (ロ) 報酬遞減法の行はるゝ貨物（農産物）は最高生産費によりて決定せらる。
- 報酬遞増法の行はるゝ貨物（製鹽）

2、高低

(四) 物價の水準

(ハ) は最低生産費によりて決定せらる。

- 1、起原
 - イ、物々交換の不便
 - ロ、以上の不便の救済—貨幣の使用。
 - イ、革皮。
- 2、通貨上の原因
 - (一) 通貨の多少。
 - (二) 通貨の價格の増減。
 - (三) 需要供給の不一致。
 - (四) 價格の標準を缺くこと。
 - (五) 分割の困難。
- 3、需要價格
 - (1) 獨占價格
生産費に非ずして獨占者に最大の純益を得せしむる點に於て決定せらる。
 - (2) 需要價格
需用の程度如何によりて決定せらる。

2、變遷

- ロ、牛羊。
- ハ、具穀。
- ニ、農産物。
- ホ、金屬—鐵・鉛・錫・銅・白銅・金銀。

3、職分

- イ、交換の媒介たること。
- ロ、價格の標準たること。
- ハ、價格の單位たること。
- ニ、價值の貯藏たること。

4、適質

- イ、價值が一般に承認され居り、且、價格の變動少なきこと。
- ロ、品質堅牢一様にして、且、携帶運搬に便利なること。
- ハ、分合容易にして、且、之れによりて其の價格に影響なきこと。
- ニ、一般の認識及び鑄造の容易なること。
- イ、貨幣の本位を定むる法律上支拂金額に制限なき貨幣の種類を定むること。

三、貨幣

5、國家の職分

- ロ、貨幣の單位を定むること。我國にては圓を單位とし純金二分を以て之れに充つ。
- ハ、本位貨幣の鑄造を自由にするること。
- ニ、國家は貨幣の鑄造權を獨占すること。
- ホ、鑄造上の公差及び通用の最輕量目に關する規定を設くること。

6、本位制度

- イ、單本位制
 - (一) 金單本位制—日・英・獨・澳・米・蘭・葡・韓・露等。
 - (二) 銀單本位制—清・香港・海峽殖民地・佛領印度・シヤム・墨・秘等。
 - (三) 紙幣單本位制—一八九九年迄の露國。
- ロ、複本位制
 - (一) 實例—佛・白・伊・瑞・土等。
 - (二) 要件—(1) 二種の金屬を用ふること。(2) 二者の法定比價を定め、何れも自由鑄造を許すこと。

7、**グレシヤムの法則**
 若し市場に於て良悪二種の貨幣存在する時は良貨は鑄造・貯蔵・海外流出の爲め市場は悪貨のみ流通するに至る。此の如く悪貨が良貨を驅逐するの理法を云ふ。

ハ、並行本位制

二種の金屬を用ふるも二者の法定比價を定めざるものを云ふ。

(3)、共に法律上の支拂要具たること。

すこと。

8、**種類**
 我が國の貨幣規定

- イ、本位貨幣
 - (一) 意義—無制限に強制通用力を有するものを云ふ。
 - (二) 種類—金貨—二十圓・十圓・五圓。
- ロ、補助貨幣
 - (一) 意義—強制通用量に制限あるものを云ふ。
 - (二) 種類—銀貨—十圓迄通用—五十錢・二十錢・十錢。
 - (三) 銅貨—一圓迄通用—一錢・五厘。

四、信用

- 1、**意義**—特定人が其經濟能力に就きて有する被信認を云ふ。
 - イ、義務履行の能力あること。
 - ロ、義務履行の意思あること。
- 2、**條件**—義務不履行の場合に之れを強制する法律の保障あること。
 - イ、對人信用—被信認者の人格に對す—正直・忠實・勤儉。
 - ロ、對物信用—被信認者の財産に對す。
- 3、**種類**
 - イ、口頭。
 - ロ、帳簿。
 - ハ、信用證券。
- 4、**形式**
 - イ、利益
 - (一) 勤勉・貯蓄を奨励し、道義を高め、社會的關係を圓滿ならしむ。
 - (二) 資本の利用を増し、貨幣を節約し、交換を敏活ならしむ。
 - (三) 無資力者に活動の餘地を與ふ。
- 5、**利害**

1、意義

信用取引の際授受せらるる証券を云ふ。

ロ、弊害

- (一) 浪費を催進す。
- (二) 投機心を助長せしめ、不健全の事業を濫起せしむ。
- (三) 貧富の懸隔を大にし、社會問題を惹起す。

(1)、意義

振出人が受取人に對して證券記載の金額を支拂ふべきことを支拂人に命令する證券なり。

(2)、形式

- (イ) 記名式(指圖式)と無記名式、
- (ロ) 一覽拂と一覽後定期拂。
- (1) 内國
- (イ) 銀行手形。
- (ロ) 爲替
- (ニ) 商業手形。

他人の有する現金受取の権利を買受

五、信用証券

イ、手形

- (一) 爲替
- (二) 種類

(ロ) 外國爲替

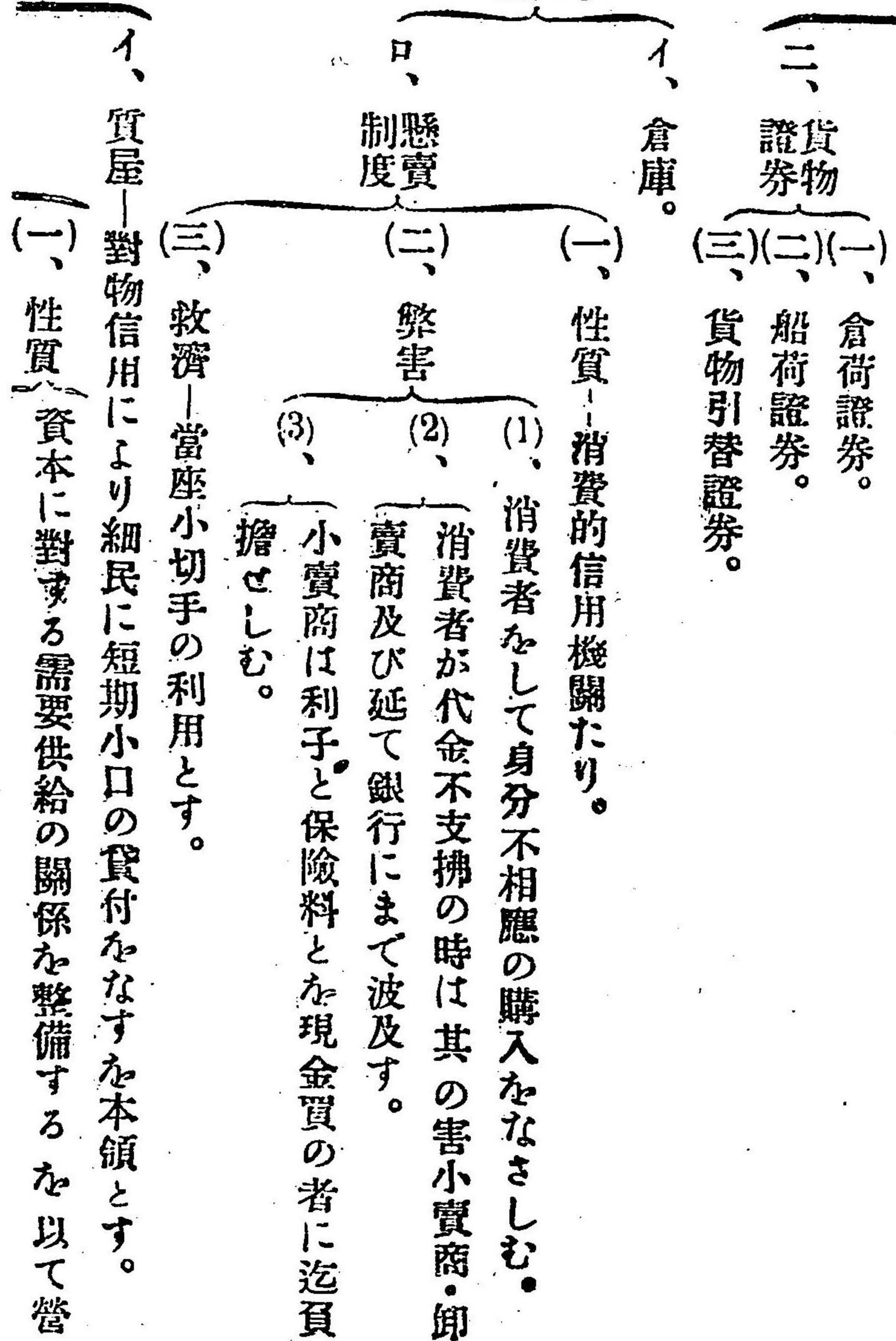
- (イ) 意義
け之れを以て外國に於ける自己の債務の辨濟の爲めに用ゐらるる証券なり。
- (ロ) 相場
順(割引)——相場の下落。
逆(打歩)——相場の騰貴。

(4) 作用——裏書によりて轉々し貨幣の代用をなす。

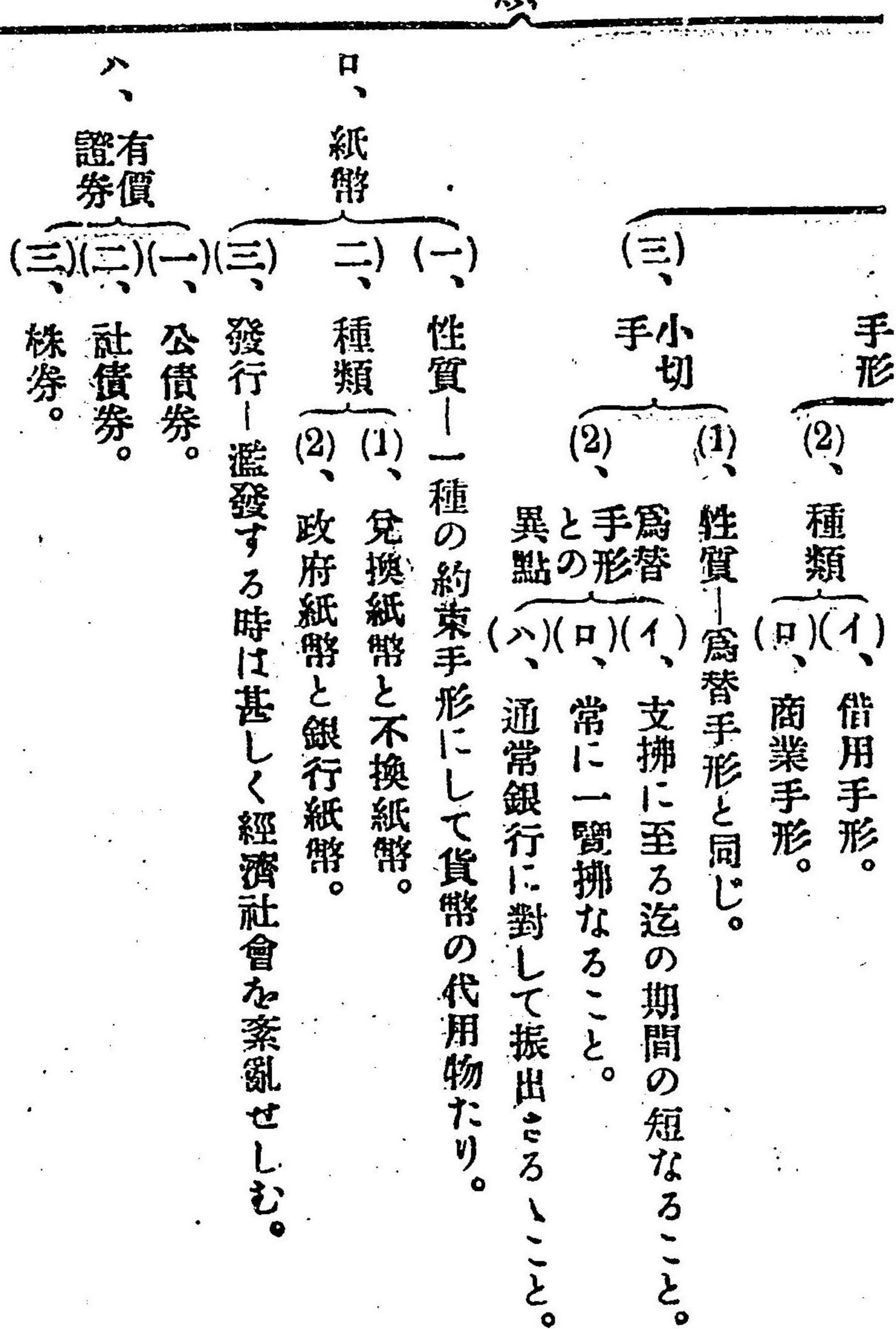
(1) 意義——振出人が受取人及び其後者(被裏書人)に對して満期日に支拂を約する証券なり。

(二) 約束

1、
機物的
關的



2、
種類



(二) 起因

業となす所の信用機關たり。

(1) 資本の需給者が相知るの機會稀なること。

(2) 資本の需給者間に於て、信認關係の成立し難きこと。

(3) 資本を需給する條件の一致し難きこと。

(1) 普通銀行 短期の信用貸付を主とし専ら商業の機關となる。

(2) 特殊銀行 抵當又は動産擔保の貸付を主として、日本勸業銀行・農工銀行・日本興業銀行・貯蓄銀行・横濱正金銀行・臺灣銀行・北海道拓殖銀行・日韓銀行等是れなり。

(三) 種類

多くは兌換券を發行し、國內の普通及び特殊銀行の上に立ち金融の

六、信用機關

2、關的的金錢機

口、銀行

(3) 中央銀行

(口) 日本銀行

(イ) 資金

イ、傾向を決定す。我が日本銀行の如き是れなり。

預金を主なる資金とせず、兌換券の發行によりて之れを得、其の發行法は屈伸制限法にして保證準備として一億二千萬圓を發行し得れども其の以上は悉く正貨準備を要す。但し制限外發行を許す。此の場合には有價證券を準備せしめ、且、年五分以上の利子を政府に納めしむ。

(四) 業務

- (1) 手形
満期日前なる手形を引受けて、相當の資金を供給することを云ふ。
- (2) 爲替
他人の所有する債權を買受けて己の債務の辨済に充つることを云ふ。
- (3) 預金
(イ) 當座預。
(ロ) 定期預。
(ハ) 保護預。
- (4) 貸付
(イ) 普通貸付。
(ロ) 保證貸付。

(三) 領本

割引政策・利率政策によりて兌換券を集散し物價・金融・事業熱等を調節すること。

手形交換所

- (一) 意義
手形の交換によりて信用取引をなせる銀行間の貸借を決済する場所を云ふ。
- (二) 效益
我が國三府・名古屋・神戸・横濱の六ヶ所に於ける四十年中に於ける交換高は七十六億二千萬圓に達す。此の巨額の取引が全く貨幣の受授なく帳簿上にて決済せらるゝに至りては其の效力の大なる想ふべきなり。

(ハ) 信用貸付。

3、小農工商の機關

信用組合

細民の醸出より成る組合資本を對人信用によりて低利に組合員に貸付け以て其の才能を振はしむるを目的とする信用機關たり。

4、公債機關

イ、國庫。
ロ、金庫。

5、貯金機關

郵便貯金。

七、貿易

1、意義

商人によりて行はるゝ交換を云ふ。

2、主體

商人

イ、卸賣商。—生産者より得て小賣商又は仲買商に賣却するもの。

ロ、小賣商。—卸賣商・仲買商より買得して消費者に賣却するもの。

ハ、仲買商。—卸賣商及び小賣商間に介在して賣買をなすもの。

イ、内國貿易。

3、種類

イ、外國貿易

(一)、主義

- (1)、自由貿易。
- (2)、保護貿易。

(二)、長短

絶對に論斷するを得ず、要は機に臨み、變に應じて取捨するにあるのみ。

(一)、意義

代表的貨物に就きて取引をなすが爲めに特殊の商人の集合する場所を云ふ。

(二)、組織

- (1)、會員組織。
- (2)、株式組織。

4、機關

イ、取引所

(三)、種類

- (1)、商品取引所。
- (2)、株式取引所。

(四)、取引

(1)、種類

- (イ)、定期取引 (當月限(當物))
- (ロ)、限月賣買 (二月限(中物))
- (ハ)、延取引 (三月限(先物))

(2)、目的

原賣買期と轉賣又は買戻期に於ける物價變動の差額を得んとするにありて、投機の性質を有す。

ロ、市場

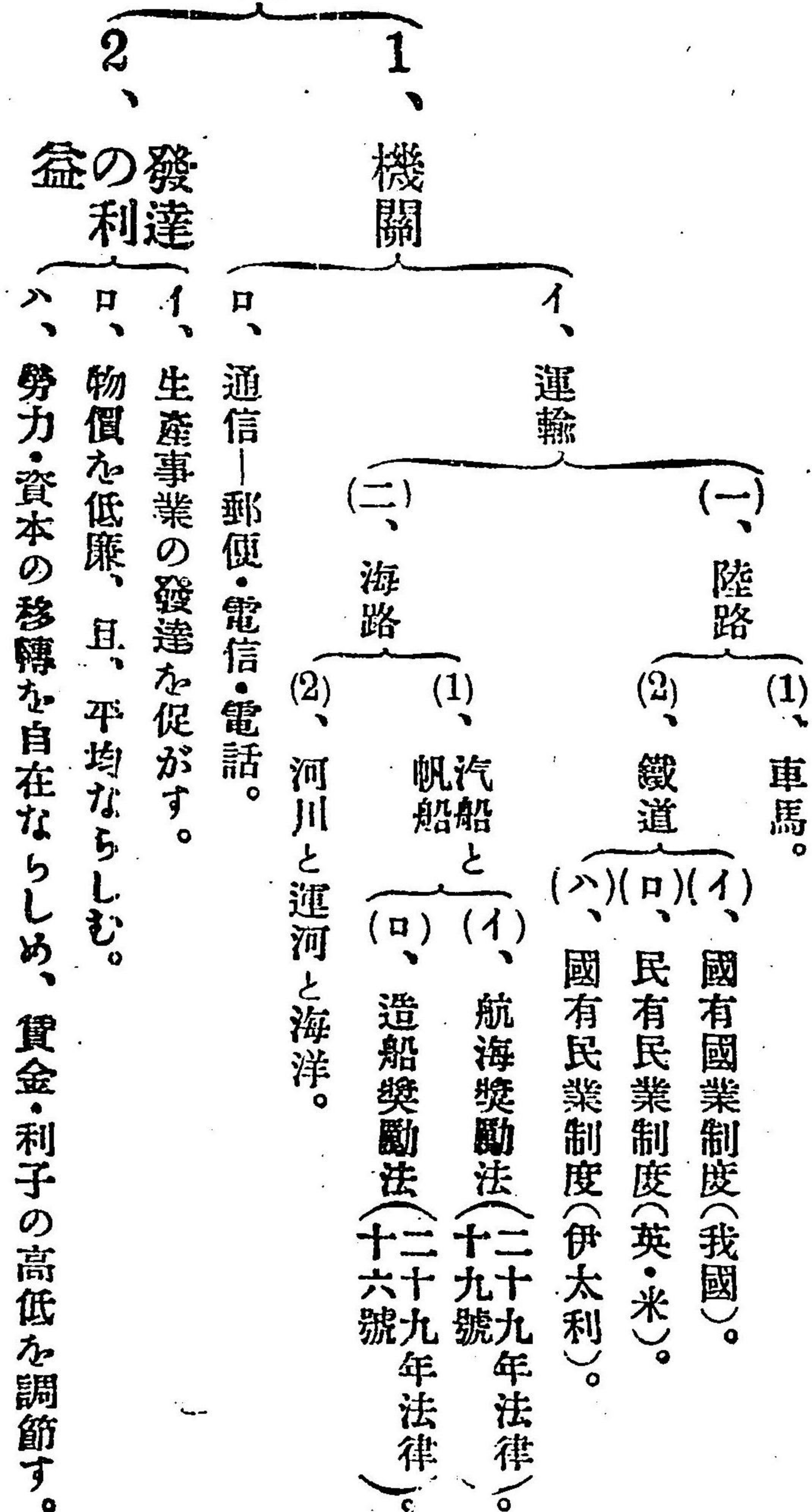
(一)、意義

一般又は特定の商品の賣買の爲めに定期に一定の場所に商人の集合する制度を云ふ。

(二)、種類

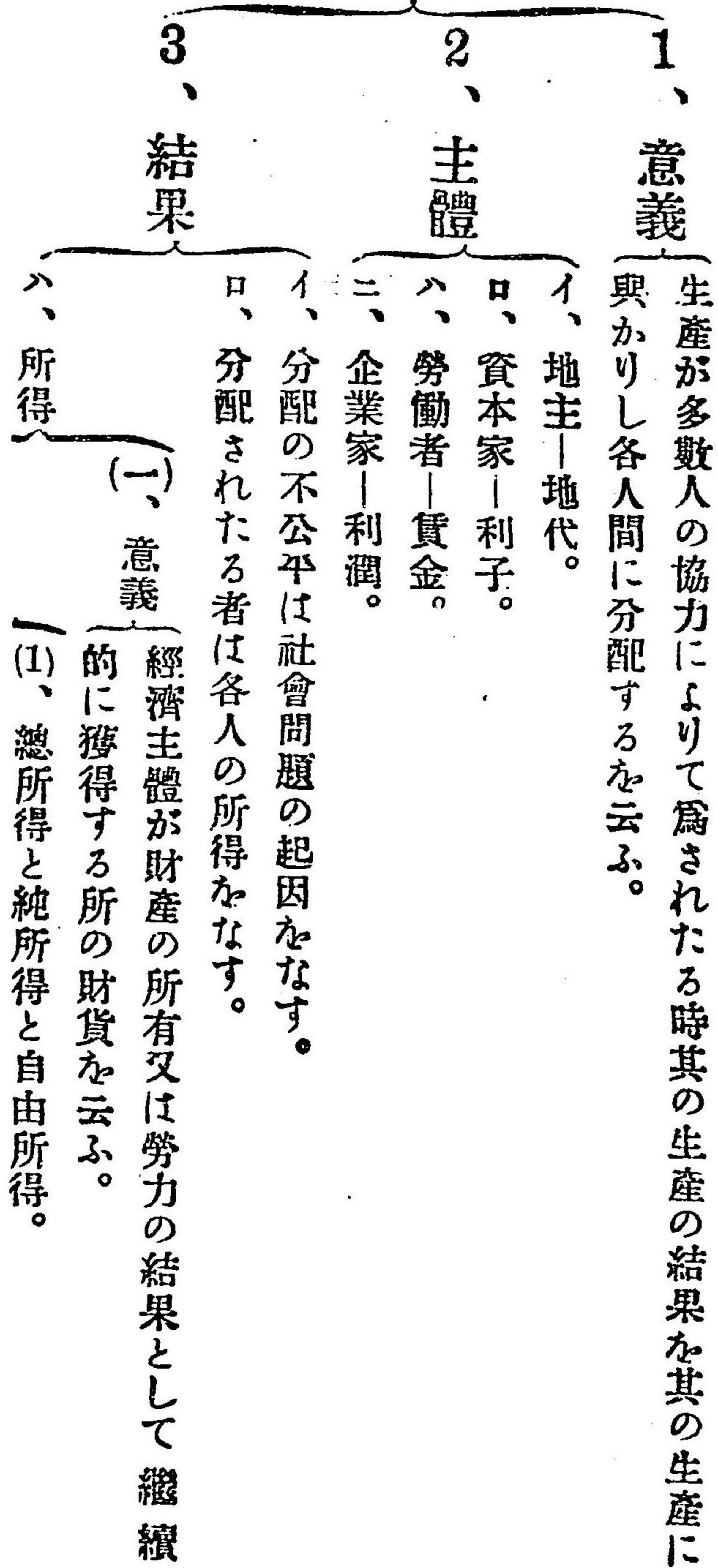
—週市・年市・祭市・牛市・馬市・青物市等。

八、交通



第四篇 分配論

一、分配の概念



二、地代

1、意義

土地所有者が土地の利用に對して受くる所の報酬を云ふ。

2、性質

イ、地代は土地より生ずる總收入より必要の經營費を控除したる殘餘の所得なり。
ロ、地代は一の耕地の生産力と耕作限界地即ち現に耕作せられ居る中の最劣等なる耕地の生産力との差によりて生ず。

3、原因

イ、土地の供給には制限あること。
ロ、土地の需要は漸次増加すること。
ハ、土地所有權は獨占的性質を有すること。

4、決定條件

イ、土地の性質
ロ、地味の良否。
ハ、位置の便否。

- (二) 種類
- (2)、財産上の所得と勞力上の所得。
 - (3)、名義上の所得と實際上の所得。
 - (4)、個人的所得と社會的所得。

5、地代と地價の關係

ロ、需要供給の關係。
イ、地代は土地の報酬にして、地價は土地の價格なれば全く其の觀念を異にす。
ロ、互に深き關係を有し相表裏して次第に騰貴するの傾向を有す。

6、地代と地價の關係

イ、關係
生産物の價格の騰貴は直ちに地代の騰貴を促すに反し、地代の騰貴は直接に生産物の價格に影響することなし。
生産物の價格は耕作限界地の生産費によりて決定せられ、地代は生産費以外に立てばなり、反之生産物の價格の騰貴は耕作の限界を動かすが故に従つて地代に影響するものなればなり。

ロ、理由
地代は生産物の價格を決定するものに非ず、されど地代を決定するものは生産物の價格なり。

ハ、法則
資本の使用に對する報酬を云ふ。

1、意義

資本の使用に對する報酬を云ふ。

三、利子

2、利子歩合決定
 イ、危険の程度、
 ロ、需要供給の關係。

原因
 ハ、一般市場の狀況。

3、傾向
 イ、漸次平均す。
 ロ、漸次低落す。

4、高低の利害
 利子の高低は必ずしも憂ふるに足らず要は其の由來する所を觀察して之れを決定すべきなり。

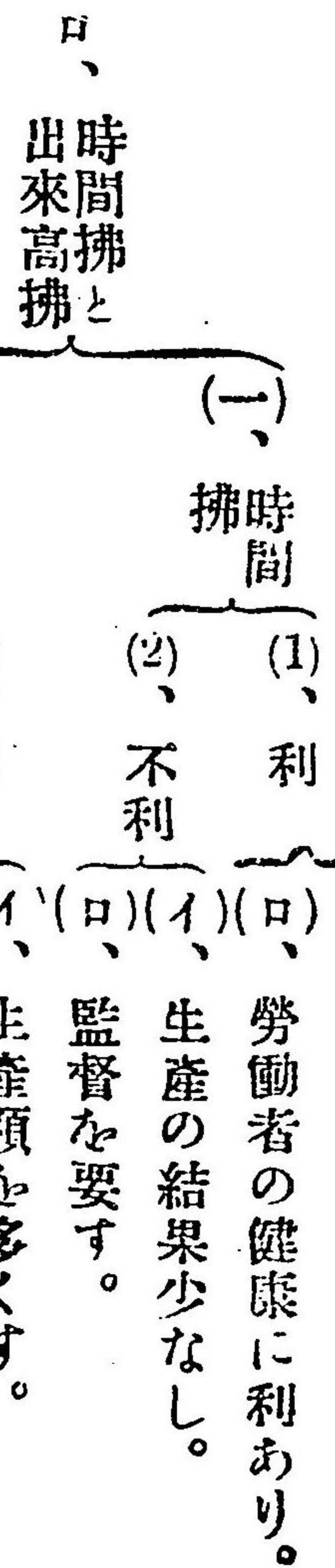
1、意義
 勞力に對する報酬を云ふ。

2、種類
 イ、契約的賃金。—雇人の給料の如し。
 ロ、強制的賃金。—官・公吏の俸給の如し。

イ、物品拂と貨幣拂との觀念を異にするものとす。
 (イ) 生産品を精巧・優良ならしむ。

四、賃金

3、支拂方法



ハ、賞與法と利潤分配法
 (一) 勞働者を勤勉ならしむ。
 (二) 企業家との關係を圓滿ならしむ。

イ、原因
 (一) 勞力の需要供給の關係。
 (二) 國民の生活の程度。
 (三) 職業の性質・難易・安危・快不快・習待の難易・信用の要否等。
 (四) 勞働者各自の生産力の相異。

5、傾向

ロ、限度—最低限度は生活の必要費是れなり。

イ、一般的—漸次平衡せんとす。

ロ、妨礙原因

イ、居住移轉の失費。

ロ、愛郷心。

イ、職業習得の困難。

ロ、一般市場の状況の無智。

6、賃金基金説

イ、要領

一、賃金は資本中より支拂はる。故に賃金を高めんとする各種の運動は無益なりと。

二、賃金は資本中より支拂はるるに非ずして企業家の利潤中より支拂はるるものなり。

三、賃金額は勞力に對する需要供給の關係によりて決定せられ、豫め一定せるものに非ず。

ロ、批評

一、

二、

五、利潤

7、賃金鐵則論

イ、要領

賃金は常に生活の必要費に止まり決して其以上に達することなく勞働者は常に此の冷酷なる鐵則の支配を免るゝことを得ざるものなりと。

ロ、批評—事實に違反する悲觀論にして眞理に非ず。

1、意義

一、企業家の勞力に對し企業家が得る所の報酬を云ふ。

2、要素

イ、企業家の企業勞力に對する報酬。

ロ、事業の危険負擔に對する報酬。

3、決定原因

イ、企業の大小。

ロ、危険の大小。

ハ、企業の獨占的なるか否か。

ニ、賃金・利子・地代の高低。

ホ、企業家の手腕。

イ、一般的—次第に減少し、且、平均せんとす。

4、傾向

- ロ、妨害原因
 - (一) 他の事業の知識に暗きこと。
 - (二) 轉業の失費あること。
 - (三) 企業の技能に長短あること。
 - (四) 資本に多少の差あること。

第五篇 消費論

一、消費の概観

- 1、意義
 - 經濟主體が欲望充足の爲めに財貨の價値の全部又は一部を消費する活動を云ふ。
- 2、種類
 - イ、公共的消費と私人的消費。
 - ロ、生産的消費と不生産的消費。
- 3、生産との關係
 - イ、生産なければ消費なく、消費なくんば生産なし。
 - ロ、兩者は相互に原因結果をなして經濟生活の進歩を促す。
- 1、意義
 - 生産と消費とが著しく權衡を失し、經濟活動の全く絶息したる變態

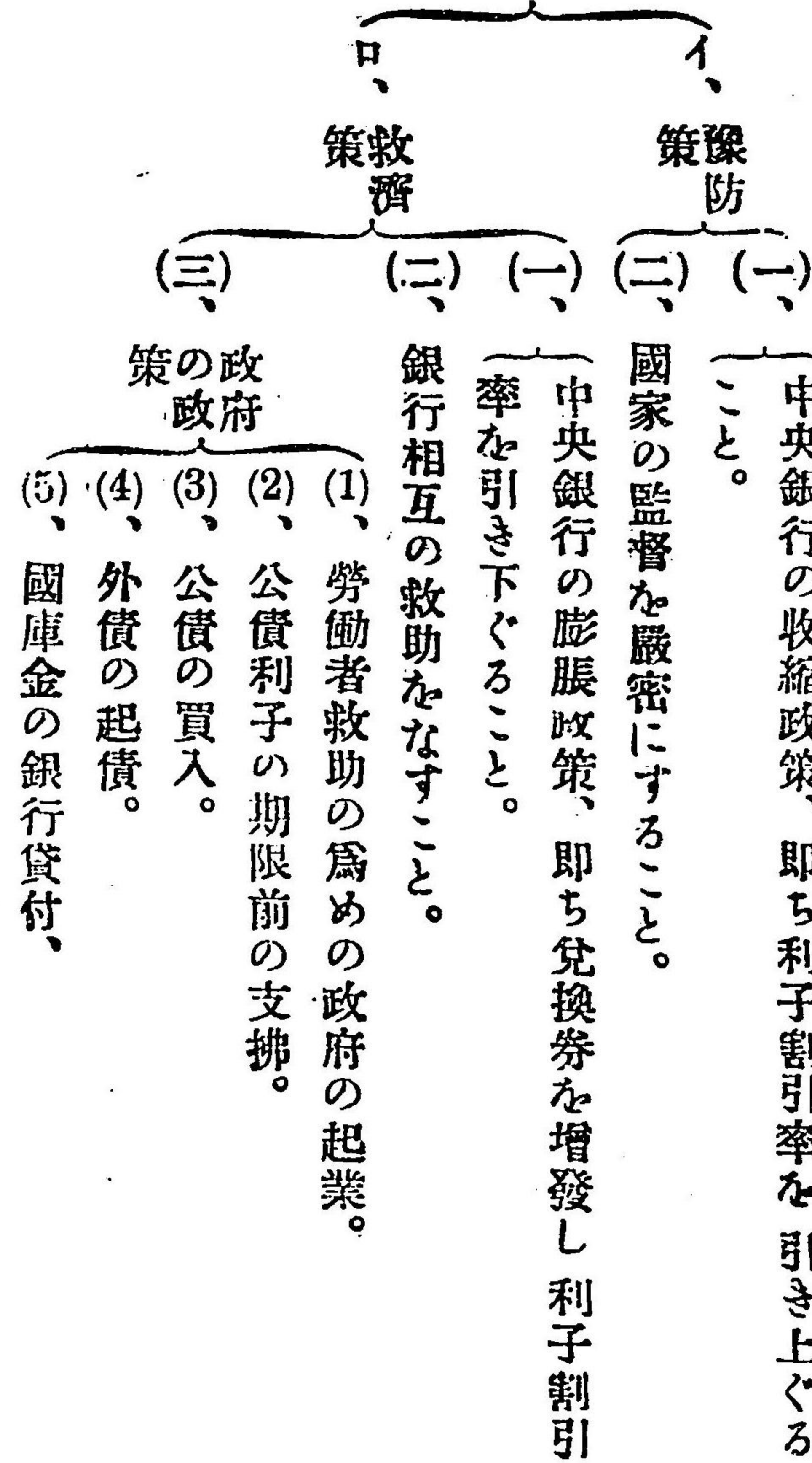
二、恐慌

- 2、原因
 - イ、太陽班點説 (セボンス)。
 - ロ、信用循環説 (ミル)。
 - ハ、生産過剩説。
 - ニ、需要减退説。
- 3、種類
 - イ、生産恐慌—生産の過剩に起因するもの。
 - ロ、需要恐慌—生産不足に起因するもの。
 - ハ、金融恐慌—信用の濫用に起因するもの。
- 4、近時恐慌の特徵
 - イ、商業恐慌殊に生産恐慌を中心として金融恐慌之れに附帶す。
 - ロ、世界的なること。
 - ハ、慢性的なること。
- 5、前兆
 - イ、市場の好況。
 - ロ、事業の高潮。

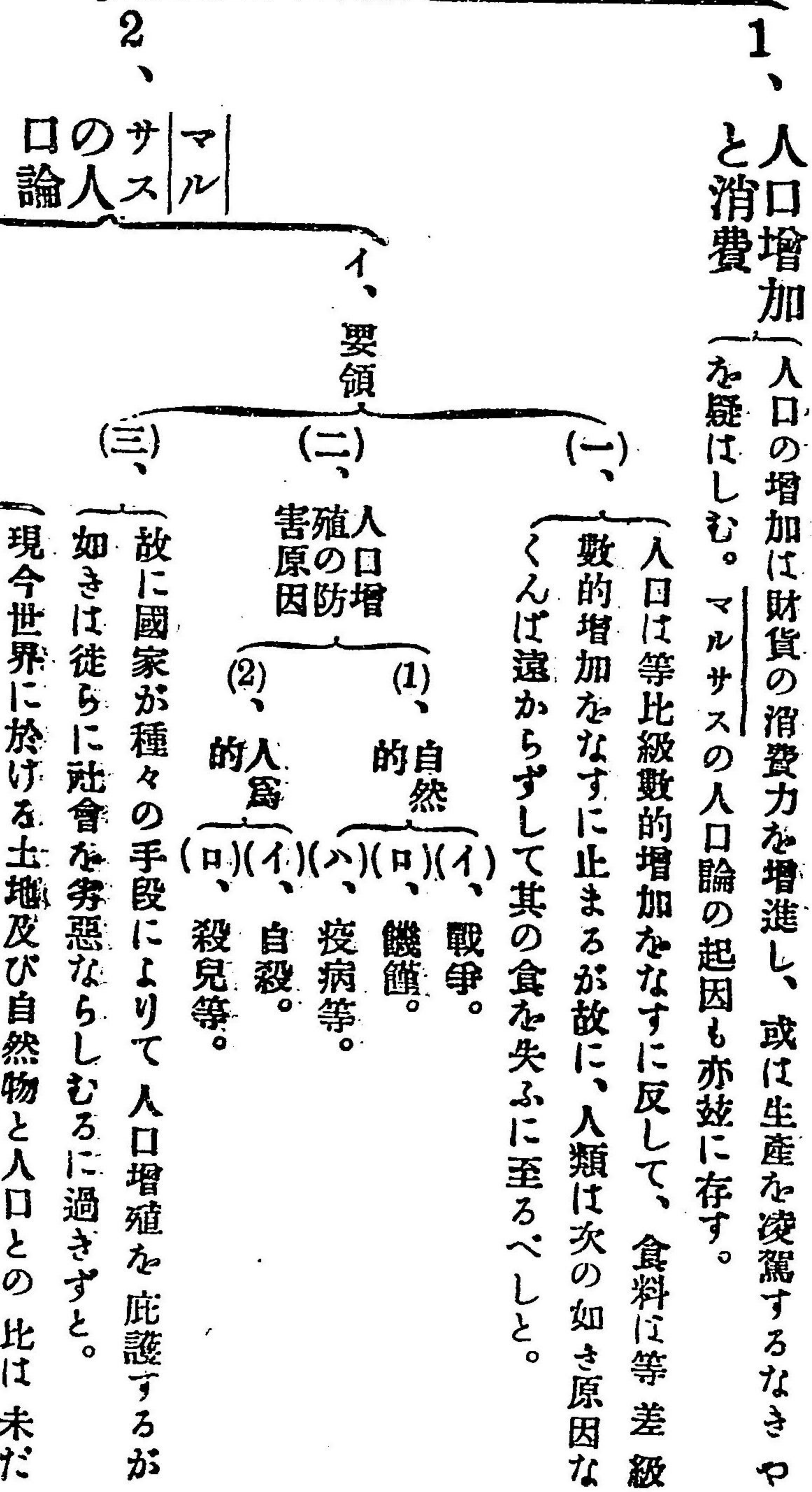
を云ふ。

6、政策

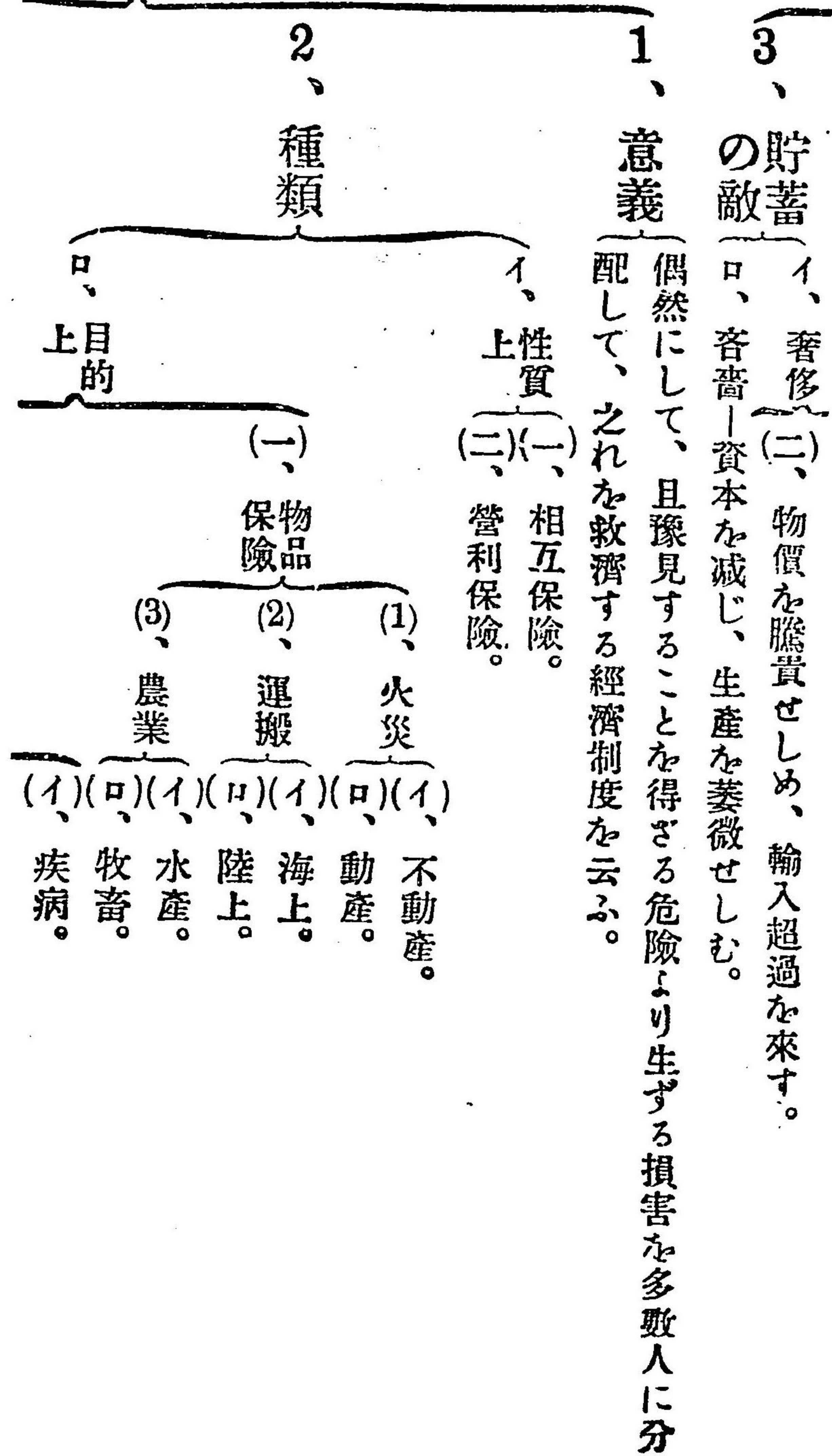
ハ、物價の騰貴。
ニ、奢侈の流行。



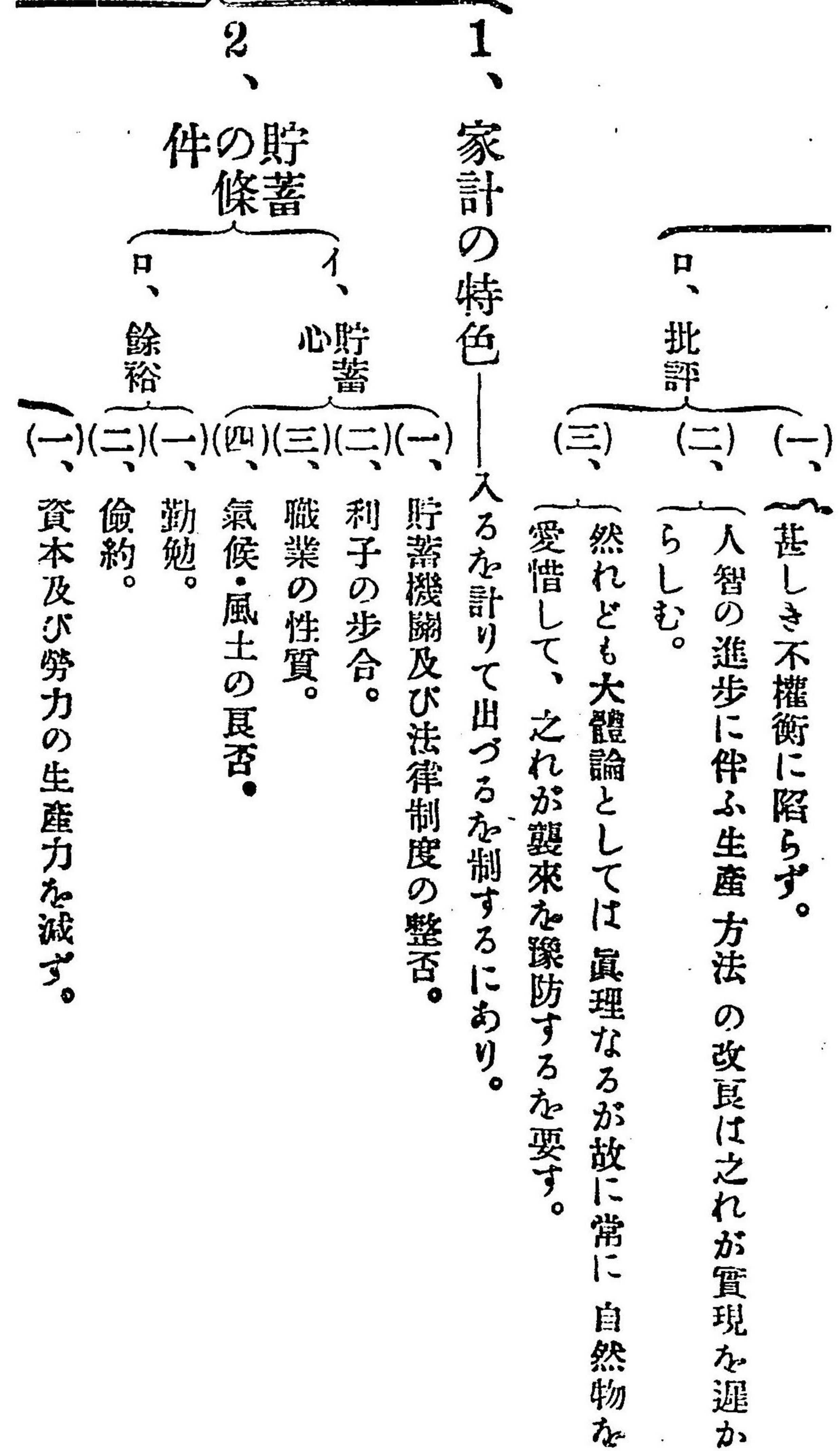
三、人口



五、 保 險



四、 家計及勤貯 計及び蓄



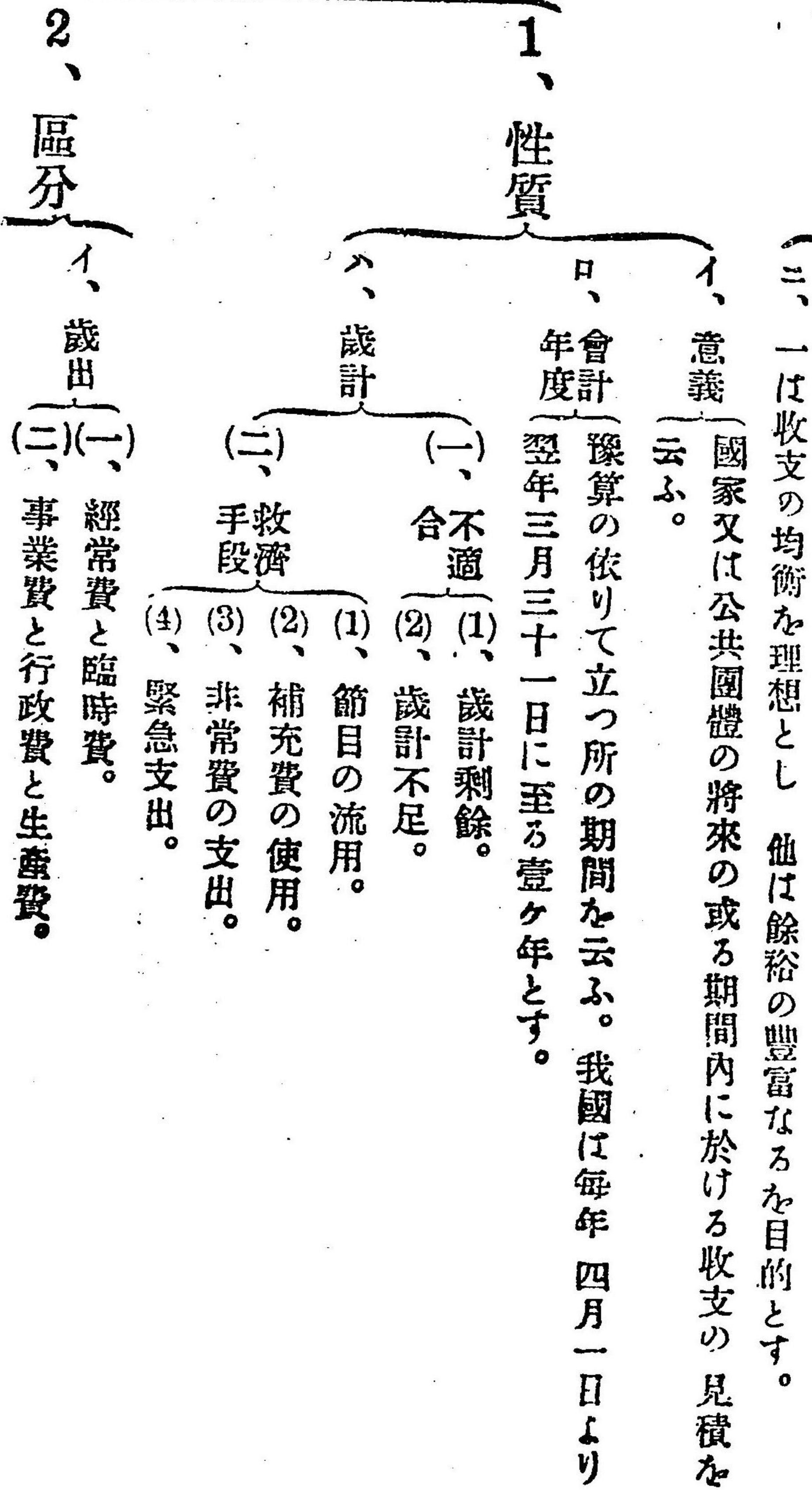
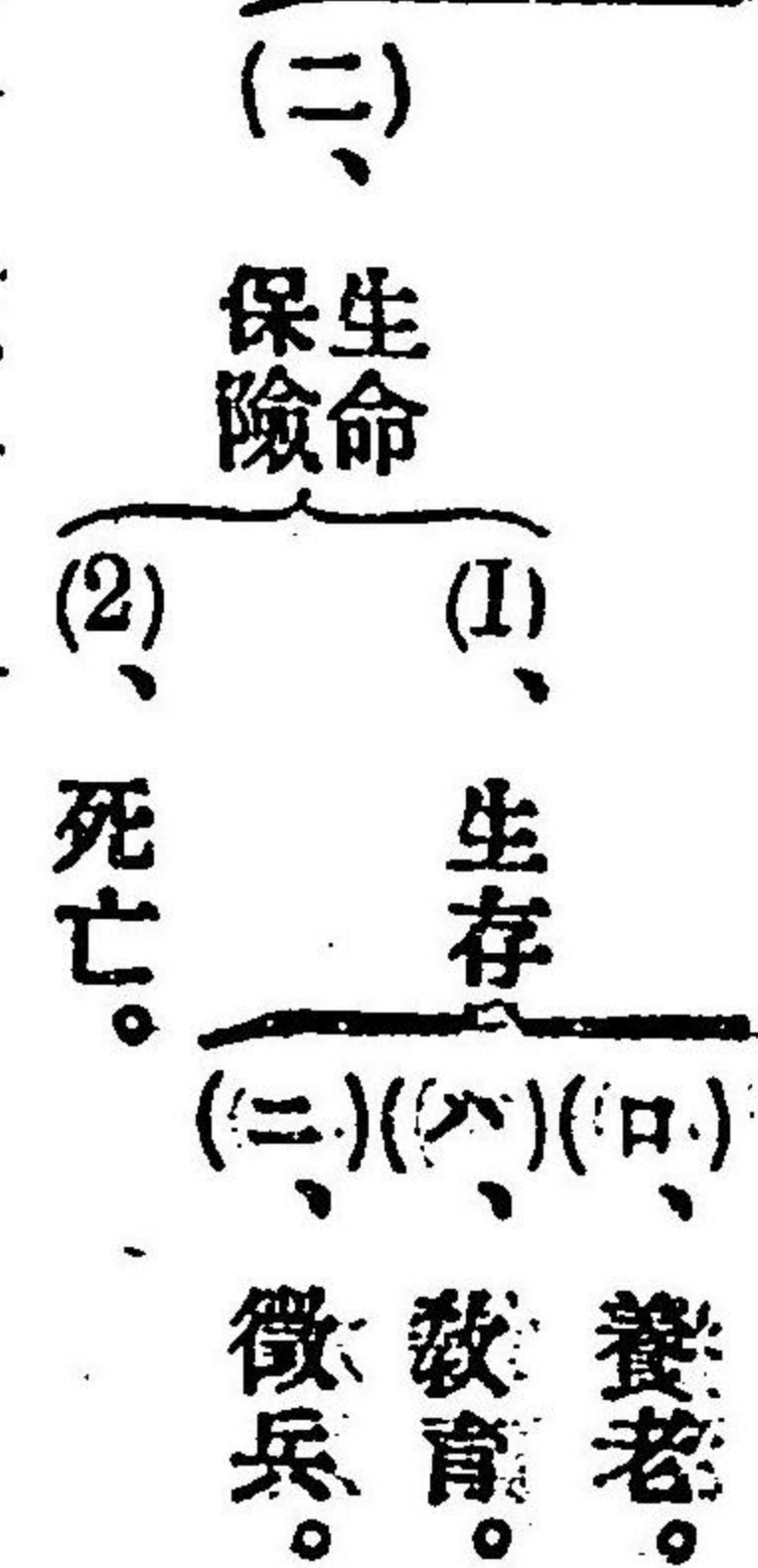
第六篇 財政論

一、**財政の概念**

1、**意義**——國家又は公共團體の經濟を云ふ。
 一、一は公益を目的とし、他は私益を目的とす。
 二、**家計との相違**
 一、一は出づるを計りて入るを制し、他は入るを計りて出づるを制す。
 二、一は公力を収入の基礎とするに反し、他は公力を含まず。

3、利益

イ、資本及び信用の増加。
 ロ、貯蓄の奨励。
 ハ、生計の改善・進歩。



二、豫算

3、議決

ロ、歳入
(一) 經常歳入と臨時歳入。
(二) 總收入と純收入。

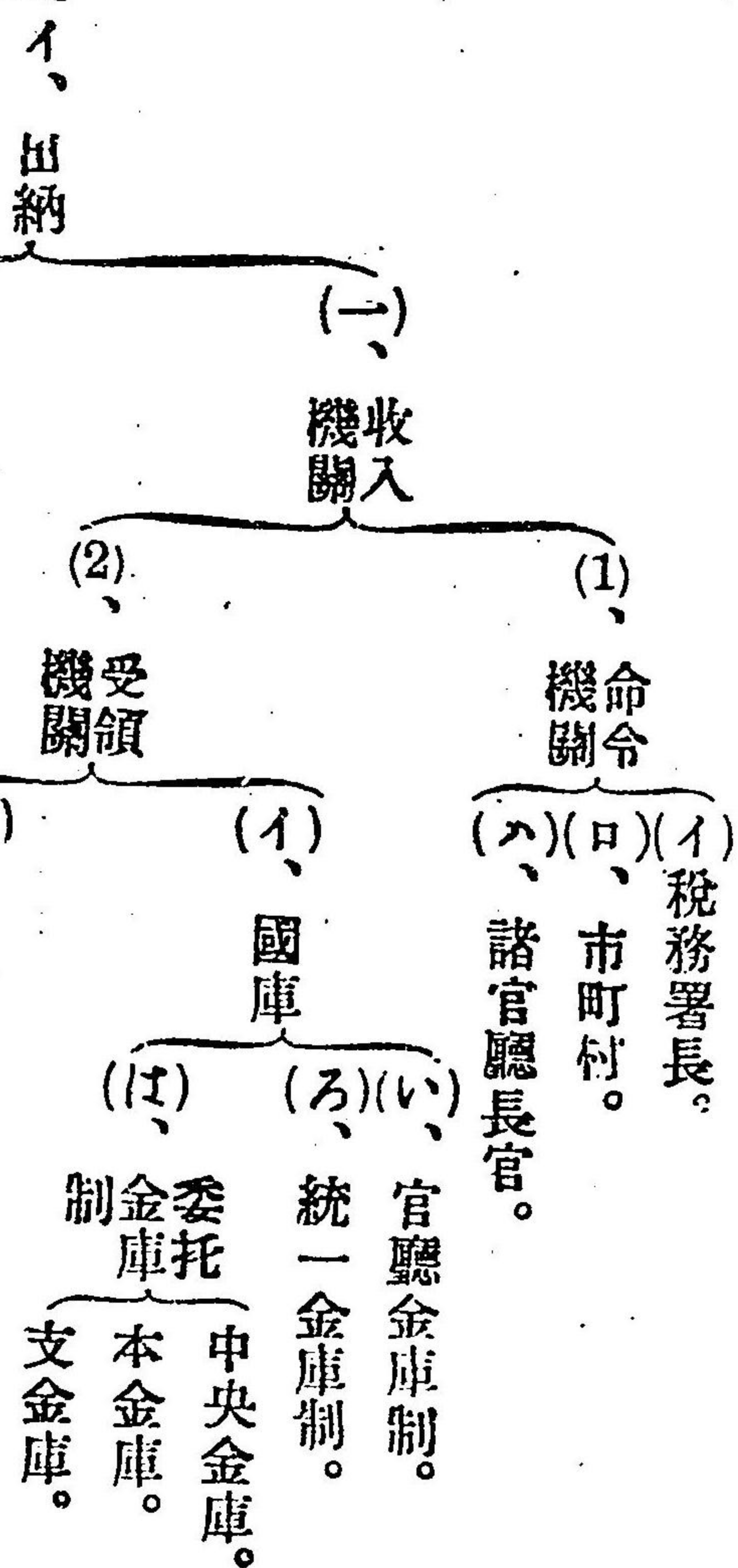
イ、豫算の議決は款・項に就きてなす、之れを議決事項と云ふ。節目の流用を許すも款・項の流行を許さざるの原則は茲に存す。
ロ、國家の豫算は毎年帝國議會の協賛を経るを要す。

イ、實質上 一の收支の見積表に過ぎずして法規を定むるものに非ず。

4、效力

ロ、國法上—事務訓令の性質を有す。

ハ、實際
(一) 歳出 其の效力は消極的にして、政府は徹頭徹尾豫算の範圍内に於て活動せざるべからず。
(二) 歳入 其の效力は積極的にして、政府は豫算の項目以外
の財源によりて收入を計るを得ずと雖も、必しも豫算額を墨守するを要せず。



5、施行

(ロ) 現金前渡官。

ロ、期間

- (一) 仕拂命令の發行—翌年度五月三十一日限。
- (二) 現金の出納—翌年度七月三十日限。
- (三) 主計簿の締切—翌年度十月三十一日限。

ハ、監督

- (一) 行政監督—大藏大臣。
- (二) 司法監督—會計検査院。
- (三) 立法監督—議會。

イ、私經濟

- (一) 官有財産
 - (1) 私財 (イ) 耕地。
 - (ロ) 森林。
- (2) 公財産。

- (二) 官業收入
 - (1) 獨占的のもの—公價と私價。
 - (2) 自由競争によるもの—官工・商・交通業。

1、經常

- (一) 罰金・科料・沒收。

三、歳入

2、臨時

- イ、寄附金・献納金。
- ロ、官有財産拂下。
- ハ、償金。
- ニ、公債。

ロ、公經濟

- (二) 特別課徴。
- (三) 手数料
 - (1) 司法手数料と行政手数料。
 - (2) 訴訟手数料と非訟手数料。
 - (3) 直接手数料と間接手数料。
- (四) 租税。

1、意義

國家が其の經費を支辨せんが爲めに國民の納稅義務に基き強制的に徴收する國民の私有財産の一部なり。

- イ、公正の原則
 - (一) 普通なること。
 - (二) 負擔力に公平なること。

四、租税

2、原則

ロ、經濟上の原則

- (一) 國民の純所得に就きて税すること。
- (二) 國民經濟關係を紊亂せざること、即ち便利と轉嫁の行はるること。

ハ、財政上の原則

- (一) 國庫に收入十分なること。
- (二) 屈伸力に富むこと。
- (三) 徵稅手續の簡便なること。

ニ、行政上の原則

- (一) 徵稅者の少なきこと。
- (二) 脱稅者の少なきこと。
- (三) 徵稅費の少なきこと。

イ、標準

- (一) 財產—財產税。
- (二) 所得—收益税 所得税。
- (三) 消費—消費税。
- (四) 行爲—交通税。
- (五) 累進率。

3、賦課

ロ、率

- (一) 累減率。
- (二) 比例率。

イ、直接税

- (一) 意義 納稅者が同時に擔稅者たることを豫期するものを云ふ。

- (二) 種類
 - (1) 對人税—人頭税・兵役税・所得税。
 - (2) 對物税
 - (イ) 收益税—地租・家屋税・營業税。
 - (ロ) 財產税—一般財產税・相續税。

- (3) 使用税 (奢侈税)
 - 犬税・僕婢税・自用馬車税・銃獵税・玉突税・骨牌税・俱樂部税・懷中時計税等。

4、種類

- (一) 意義 納稅者が其の賦課せられたる負擔を他人に轉嫁することを豫期するものを云ふ。

- (イ) 登録税。

間接税

(二) 種類

(1) 交通税

(ハ) 交通税
(ロ) 印紙税

證券印紙税・新聞税・骨牌税・取引所税・發行税。
道路税・橋梁税・河川税・船税・車税・馬車税・電車運輸税・鐵道運輸税。

種類

(イ) 飲料税
酒税・麥酒税・酒精税・茶税。
醬油税・織物税・食鹽税・砂糖税・穀物税・燐寸税・油税。
(ロ) 日用品税
(ハ) 煙草税。
生産物の數

(2) 消費税

(イ) 内國消費税
(ロ) 關稅

徵收

(イ) 生産課税法
量價格・容器。
(ロ) 流通課税法
倉入税・倉出税・入市税。
(ハ) 免許課税法。
(ニ) 獨占課税法
煙草專賣税・鹽專賣税。

(1) 率

(イ) 宅地租—地價百分の二個半。
(ロ) 田畑地租—地價百分ノ四個七。
(ハ) 其他の地租—地價百分の三個半。

直接
國稅

上
經濟

(一)(二)(三)(一)

地租・所得稅・營業稅。
營業稅。
礦業稅。
賣藥營業稅。
登錄稅・財產權の假設・移轉を登録する場合に賦課す。

(三)

營業稅

(1) 區別——營業稅法には二十五種を規定せり。
(2) 課稅標準——(イ)外形主義。(ロ)純收益主義。
(3) 納期——五月・十一月の二期とす。

(二)

稅所得所

(1) 率——(イ)第一種——公債・社債の利子。
(ロ)第二種——第一・二種以外の所得。
(ハ)第三種——第一・二種以外の所得。
(2) 納期——九月・十一月・翌年二月・三月の四期とす。
(3) 長所——公正上・財政上・經濟上の原則に最も適す。

イ、
上
法制

(一)

地租

(2) 有租地——(イ)區別——(イ)第一類——田畑・宅地・鹽田・鑛泉地。
(ロ)第二類——地沼・山林・牧場・原野・雜種地。
(イ)地目變換。
(ロ)地類變換。
(3) 徵收——(イ)田方以外——第一期(九月)・第二期(十一月)。
(ロ)田方——第一期(十二月)・第二期(二月)・第三期(三月)・第四期(五月)。
(ハ)宅地——第一期(七月)・第二期(一月)。
(一)第一種——法人の所得。

五、我國現行租稅

1、國稅

イ、移轉稅

(二) 相續稅 五百圓以上の財産相續の場合に相續人に賦課す。

(三) 印紙稅 財産權の設定・移轉を證明すべき證券又は帳簿の作成者に課す。

(四) 取引所稅 定期取引の際納付せしむ。

(五) 通行稅 汽車・汽船・電車による乗客に課す。

(六) 發行稅 兌換券・株券・社債券の發行者に課す。

(1) 酒造稅 清酒・白酒・濁酒・味淋・燒酎の五種に課す。

(1) 飲料稅 酒精飲料及び各種の混成酒に課す。
(2) 酒稅 葡萄酒及び果實酒には課せず。

(3) 麥酒稅。

國間稅

2、地方稅

ロ、消費稅

(二) 砂糖稅。

(三) 醬油稅。

(四) 骨牌稅。

(五) 織物稅。

(4) 沖繩縣出港稅。

ハ、關稅 輸出入の貨物に對して課す。

ニ、噸稅 外國貿易船舶が開港場に入港したる時、其の船舶に課す。

イ、府縣稅 (一) 附加稅 地租割・所得割・營業割。
(二) 特別稅 府縣營業稅・戶數割・家屋割・雜種稅。

ロ、郡稅 配賦稅を存するのみ。

ハ、市町村稅 (一) 附加稅 (1) 國稅の附加稅 地租割・所得割・營業割。
(2) 府縣稅の附加稅 戶別割・家屋割・營業割。
(三) 特別稅 反別割・等級割。

六、料手數

1、意義

特定の箇人に對する國家特別の勞費に對して徴收する所の報償を云ふ。

2、種類

- (一) 司法手數料
 - (1) 非訟手數料。
 - (2) 訴訟手數料。
- (二) 行政手數料
 - (1) 内務手數料。
 - (2) 外務手數料。

1、性質

事業の性質上公益と直接重大の關係あるものを政府自から經營するを云ふ。

七、官業

2、種類

- (一) 普通官業—官營の工業・商業・運輸業等。
- (二) 官專業—煙草專賣・鹽專賣等の如し。

3、目的

- (一) 公益上。
- (二) 財政上。

1、意義

國家又は公共團體が其の信用を基礎として起す所の債務の總名なり。

2、條件

イ、天災地變戰爭及び制度の變更により。租税、其他の收入（寄附金・献納金・償金・官有財産の拂下・非常準備金支出等）により之れが經費に應ずる能はざる時。

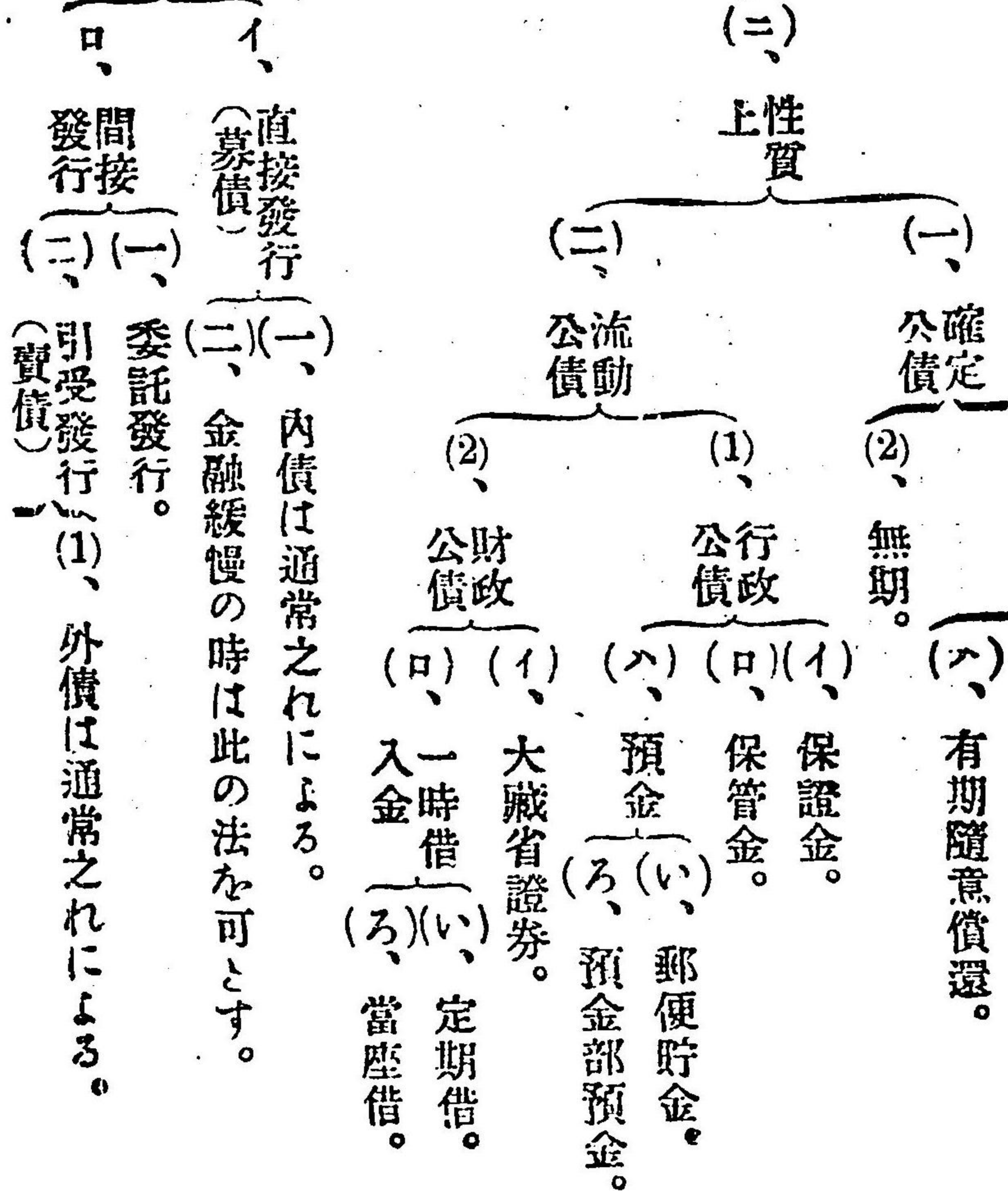
ロ、永遠の利益となるべき事業を起す時。

3、種類

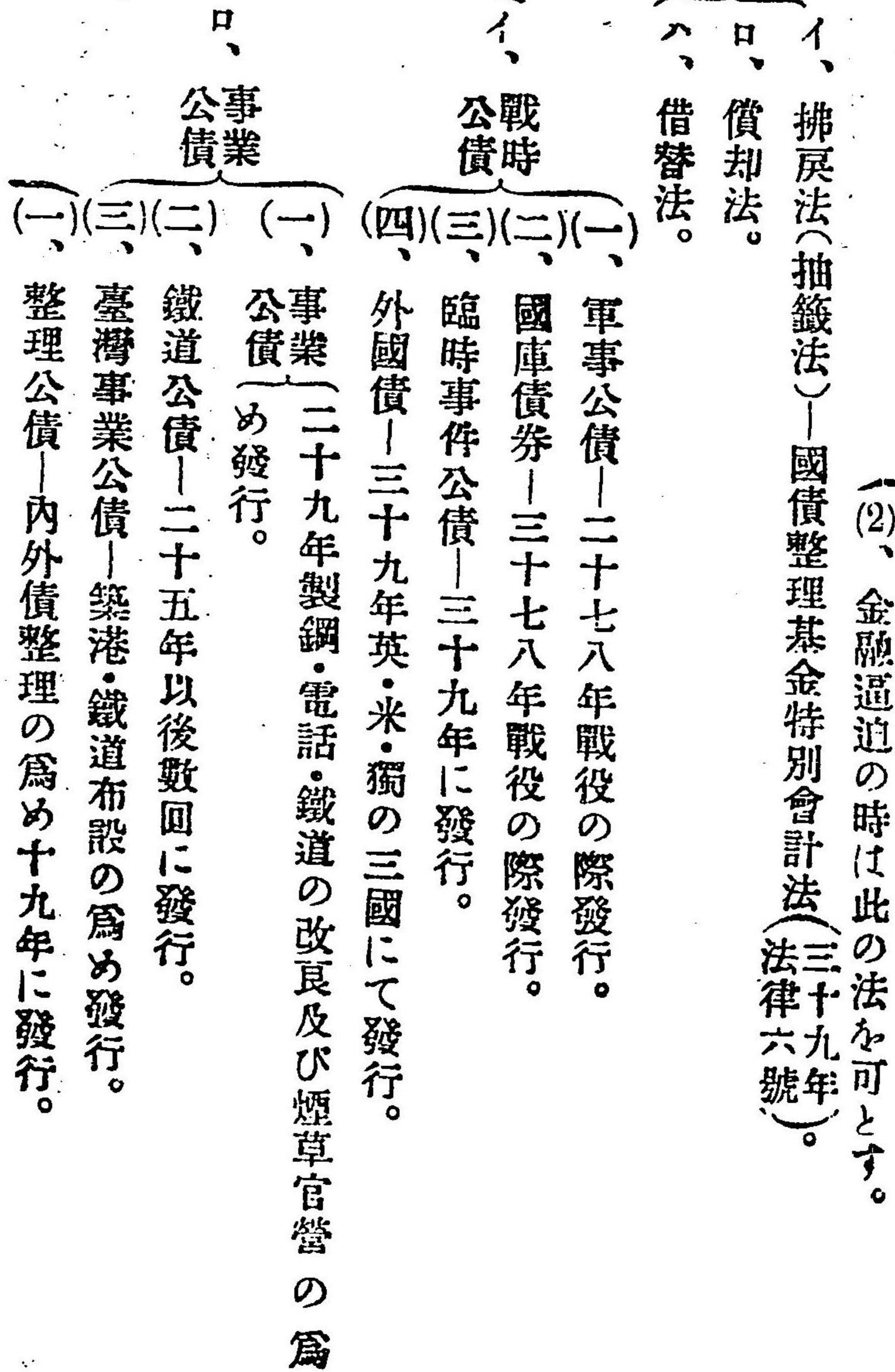
- イ、主體上
 - (一) 國債。
 - (二) 地方債。
 - ロ、客體上
 - (一) 外債。
 - (二) 内債。
 - ハ、信用上
 - (一) 擔保付公債
 - 我國戰時公債が關稅・煙草專賣利得を擔保とせるが如し。
 - (二) 無擔保公債。
- (1) 有期 (イ) 有期一時償還。
(ロ) 有期定額償還。

八、公債

4、發行



6、我國の公債



- ハ、
 財政
 公債
- (二) 外國債—三十八年國債整理の爲め英・米・獨・佛にて發行。
 (三) 海軍公債—十九年海軍費に充つる爲め發行。
 (四) 金祿公債—九年に發行。

解表 法制經濟(經濟篇) 畢

解表 法制經濟(經濟篇)

附 錄

◎第一回以來明治四十二年度まで 又部省教員檢定試驗法制經濟科問題(經濟の部)

第一回 明治三十六年度

◎豫備試驗 (二時間)

- 一、生産と消費との關係を論じて勤儉貯蓄の必要に及ぶべし。
- 二、物價高低の原因及び結果を論ずべし。

◎本試驗 (二時間)

- 一、現行貨幣制度の大要を説明せよ。

二、土地收益漸減法の何なるやを説明し、之と農事改良との關係を説明せよ。

第二回 明治三十七年度

◎豫備試験 (一時間半)

- 一、生産の概念を明かにし、其の種類に論及すべし。
- 二、金利高低の原因及び結果を論ずべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、私經濟・國民經濟及び社會經濟の意義を明にし經濟と技術との區別及び關係に論及すべし。
- 二、信用の發達と銀行の發達との間に於ける原因・結果の關係を明にすべし。

第三回 明治三十八年度

◎豫備試験 (一時間半)

- 一、經濟行爲と技術行爲との異同を辯明すべし。

二、交通發達の國民經濟に及ぼす影響を説明すべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、物價高低の原因・結果を説明すべし。
- 二、人税と物税との性質を説明すべし。

第四回 明治三十九年度

◎豫備試験 (二時間)

- 一、地代の高低と農産物の價格との關係を説明すべし。
- 二、經濟と倫理との關係を明かにし、經濟主體の本領に説及すべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、恐慌の原因及び之れに對する政策を述べべし。
- 二、自然の生産に及ぼす効果を論ずべし。

第五回 明治四十年度

◎豫備試験 (二時間)

- 一、物價騰貴の原因及び結果を論ずべし。
- 二、過剰生産の意義を明にすべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、享樂消費と求益消費との區別を明にすべし。
- 二、金銀兩本位の長所と短所とを説明すべし。

第六回 明治四十一年度

◎豫備試験 (一時間半)

- 一、生産遞減法の何たるを明にし、之を制限する勢力に論及すべし。
- 二、複本位制度と「クレシヤム」法則との關係を論明すべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、財貨の價格に對し需要供給と生産費とは如何なる關係を有するや。
- 二、左の三語の意義を簡單に説明すべし。

(イ)、實銀の鐵則。

(ロ)、租税の轉嫁。

(ハ)、流動公債。

◎口述試験

- 一、本邦の貨幣制度。
- 二、兩本位制。
- 三、補助貨幣。
- 四、納税義務の理由。
- 五、累進税率。

第七回 明治四十二年度

◎豫備試験

- 一、爲替手形約束手形及び小切手は如何なる場合に使用せらるゝか。
- 二、穀價と地代との關係如何。

◎最近三ヶ年間に於ける各府縣中學校學年試験及び小學校
教員檢定試験に共通せる法制經濟科問題(經濟の部)

- 一、欲望の意義及び其の種類を説明せよ。
- 二、財貨の意義及び種類を問ふ。
- 三、價値及び價格の性質及び兩者の關係を説明せよ。
- 四、國民經濟發達の順序を述べよ。
- 五、生産の意義及び其の要素を説明せよ。
- 六、生産に對する自然の貢獻する所如何。
- 七、地力遞減法とは何ぞ、及び之れを妨害する原因を述べよ。

- 八、勞力の意義及び其の種類を問ふ。
- 九、勞力の生産力を増加する原因を説明せよ。
- 一〇、資本の意義及び區別を説明せよ。
- 一一、分業の意義、種類並びに其の利害を述べよ。
- 一二、機械の生産に及ぼす影響を説明せよ。
- 一三、自由競争の利害を述べよ。
- 一四、物價高低の原因及び其の結果を説明せよ。
- 一五、貨幣の職分を問ふ。
- 一六、我邦の貨幣制度を述べよ。
- 一七、「アレシヤム」の法則を説明せよ。
- 一八、信用の意義要件及び利害を問ふ。
- 一九、信用證券の種類及び經濟上の作用を説明せよ。
- 二〇、銀行の性質種類及び其の經濟上に及ぼす効益を説明せよ。

- 二一、信用組合の性質及び其の効益を述べよ。
- 二二、外國貿易に關する二大主義を述べて其の長短を批評せよ。
- 二三、地代を決定する原因に就きて説明せよ。
- 二四、地代と穀價との關係を説明せよ。
- 二五、利子を決定する原因を問ふ。
- 二六、利潤の性質及び之れを決定する原因を述べよ。
- 二七、賃銀を決定する原因を説明せよ。
- 二八、賃銀基金説を述べて之れを批評せよ。
- 二九、消費と生産との關係を述べて勤儉貯蓄の必要に論及せよ。
- 三〇、保險の性質及び種類を述べよ。
- 三一、財政の特質を説明せよ。
- 三二、租税の性質及び種類を述べよ。
- 三三、公債の募集及び償還の方法を述べよ。

(畢)

明治四拾參年六月二十日印刷

表解法制經濟

明治四拾參年六月廿五日發行

定價貳拾五錢

寶文館編輯所編纂

發行者

大葉久吉
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

發行者

吉岡平助
大阪市東區備後町四丁目三十七番地

印刷者

青木弘
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

不許複製

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶

文

館

寶文館法制經濟書

寶文館編輯所編纂

●法制經濟大資料

全壹册

定價金參圓五拾錢
小包料金拾貳錢

●東京相生小學校長 佐々木清之丞著
●國定教科書 法制經濟教授資料

全壹册

定價金七拾錢
郵稅金拾錢

長崎縣師範學校主事 加納友市 美島近一郎著

●國民教育資料

全壹册

定價金貳拾錢
送料金拾貳錢

法學博士 河津 暹著

●普通經濟學教科書

全壹册

定價金七拾錢
郵稅金八拾錢

●神戶高等商業學校教授 津村 秀松著

●經濟學大意

全壹册

定價金七拾五錢
送料金八拾錢

●神戶高等商業學校教授 津村 秀松著

●國民經濟學原論

全二册

上卷金貳圓貳拾五錢
下卷金貳圓五拾錢
小包料各金拾六錢

慶應義塾大學教授 堀江 歸一著

●財政學

全壹册

定價金參圓
小包料金拾貳錢

寶文館法制經濟書

京都帝國大學教授 法學博士 織田 萬著

●訂正 法學通論

全壹册

定價金壹圓五拾錢
並製上製貳拾五錢
送料金拾貳錢

京都帝國大學法科大學教授 法學博士 織田 萬論評

●訂正 行政法原理

全壹册

定價金參圓
小包料金拾六錢

端西チユリツヒ大學教授 法學博士 織田 萬論評

●京都帝國大學法科大學教授 法學博士 毛戸 勝元著

●國際民法論

全二册

定價各金貳圓
小包料各金拾二錢

法學博士 藤井 宇平著

●通俗人生及經濟

全壹册

定價金六拾錢
郵稅金六拾錢

法學博士 福田 德三著

●日本經濟史論

全壹册

定價金壹圓五拾錢
送料金八拾錢

商學士坂西由藏譯

最新歷史受驗參考叢書

東京工商中學校教諭

吉留丑之助著

最新受驗 高等日本史

洋裝袖珍全一册
定價金四拾錢
郵稅金四錢

最新受驗 高等東洋史

洋裝袖珍全壹册
定價金四拾錢
郵稅金四錢

最新受驗 高等西洋史

洋裝袖珍全壹册
定價金四拾五錢
郵稅金四錢

最近九年間 文部省教員檢定 官立諸學校入學試驗歷史科問題集

洋裝全壹册 定價金拾五錢 郵稅金貳錢

東京寶文館發兌大坂

寶文館高等學生參考書

文學士 高桑駒吉著

東洋大歷史

全一卷

定價金壹圓貳拾錢
小包料金拾五錢

文學博士 星野恒校閱 文學士 青木武助著

東洋四千年史

全一册

上製脊皮 定價金貳圓八拾錢
郵稅金拾貳錢

第三高等女學校總務學士 森總之助著

最新物理學講義

全一册

定價金壹圓七拾錢
小包料金拾貳錢

京都帝國大學助教授 理學士 志田順 大島鎮治著

參實驗物理學

全一册

定價金壹圓六拾錢
小包料金拾五錢

東京高等師範學校教授 文學士 吉田靜致著

倫理學要義

全一册

脊皮上製 定價金貳圓
小包料金拾貳錢

東京帝國大學文科大學助教授 文學博士 福來友吉著

心理學講義

全一册

脊皮上製 定價金貳圓八拾錢
小包料金拾六錢

山本庫太郎編

諸官立學校入學受驗準備書

全一册

洋裝美本 定價金六拾錢
送料金八錢

寶文館學生座右之友

●正則中學校教諭 竹內松治著
 新式漢文捷徑初步 全洋一册裝 定價金四拾錢 郵稅金四拾錢

●正則中學校教諭 竹內松治著
 新式漢文捷徑 全上一册裝 定價金六拾錢 郵稅金八拾錢

●明治大學教授 服部躬治著
 新青年書翰文 全洋一册裝 定價金四拾五錢 郵稅金六拾五錢

●明治大學教授 服部躬治著
 新女子書翰文 全洋一册裝 定價金四拾五錢 郵稅金六拾五錢

●法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編
 最新英語獨修初步 全上一册裝 定價金六拾錢 郵稅金八拾錢

●法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編
 最新英語獨修書 全上一册裝 定價金壹拾錢 郵稅金壹拾錢

●法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編
 最新高等英語獨修書 全上一册裝 定價金一圓二拾錢 郵稅金八拾錢

寶文館發行辭典

●京都帝國大學教授 文學士 朝永三十郎著
 增訂哲學辭典 全上製脊皮壹册 定價金貳圓參拾錢 小包料金拾貳錢

●明治大學教授 文學士 內海弘藏著
 讀書作文辭典 全上壹册裝 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

●文學士 三島中洲監修 池田蘆洲輯著
 故事熟語辭典 全上壹册裝 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

●清國北京大學教習 文學士 坂本健一著
 增訂外國辭典 全上壹册裝 定價金壹圓貳拾錢 小包料金八錢

●盛岡高等農林學校教授 法學士 田邊慶彌著
 法律經濟辭典 全上壹册裝 定價金壹圓 小包料金八錢

●寶文館編輯所編纂
 英和最新商業辭典 全上壹册裝 定價金貳圓貳拾錢 小包料金拾貳錢

●寶文館編輯所編纂
 學各科教材大辭典 全上壹册裝 定價金貳圓八拾錢 小包料金拾六錢

261
424

寶文館發行算術書

理學士 國枝元治校閱 後藤靜香著

算術俱樂部

洋二册裝

定價金各四拾五錢 郵稅金各六

長澤龜之助撰著

訂正再版 解法適用 數學辭書

全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

長澤龜之助撰著

訂正再版 問題解法 代數學辭典

全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

長澤龜之助撰著

訂正增補再版 問題解法 幾何學辭典

全上壹册製

定價金壹圓 小包料金八錢

長澤龜之助撰著

問題解法 讀幾何學辭典

全上壹册

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

長澤龜之助撰著

問題解法 三角法辭典

全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

長澤龜之助撰著

問題解法 算術辭典

全上壹册製

定價金貳圓五拾錢 小包料金拾六錢



049905-000-3

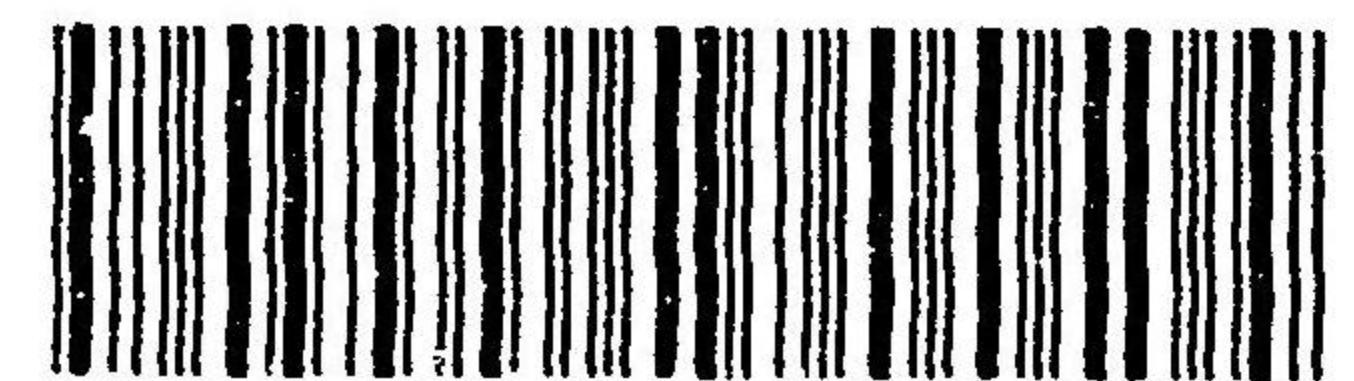
特63-744

表解法整經濟

宝文館

M43

BEM-0651



特